

7月末までに新しい「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を交付します

～ 国民健康保険にご加入の皆さんへ大切なお知らせ ～

▶ 国民健康保険資格確認書・資格情報のお知らせの更新

現在お手元にある資格確認書等の有効期限は令和8年7月31日までです。(70歳未満の方の資格情報のお知らせには原則有効期限なし)

マイナ保険証をお持ちの方には「資格情報のお知らせ」を、マイナ保険証をお持ちでない方には「資格確認書」を7月末までに世帯主宛てに交付します。

有効期限が切れた資格確認書や古い資格情報のお知らせは、町に返却いただくか、細かく裁断するなど処分方法にご留意の上、ご自身で処分してください。

※マイナ保険証の利用については、厚労省HPをご確認ください。



▶ 必ず封筒の中を確認してください

同じ世帯の方でも、マイナ保険証をお持ちの方とマイナ保険証をお持ちでない方で、それぞれ別に送付されます。令和8年7月末までに、必ず国保加入者全員分が届いたかを確認し、記載内容に誤りがあった場合にはお問合せください。社会保険等に加入している方が届いた場合は、国保をやめる手続きを行ってください。



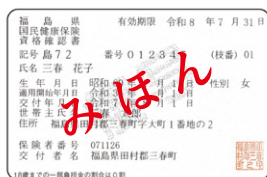
問 住民課 国保年金グループ ☎ 0247-62-2147

マイナ保険証をお持ちでない方

「資格確認書(カード型)」を交付(特定記録)

令和8年7月31日まで

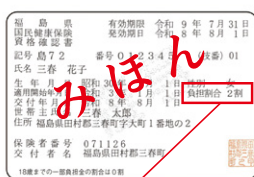
令和8年8月1日以降



負担割合の記載



(70歳以上の方)
高齢受給者証



(70歳以上の方)
ここに負担割合が
記載されます



(70歳以上の方)
高齢受給者証
廃止

マイナ保険証をお持ちの方

「資格情報のお知らせ
(A4紙)」
を交付(普通郵便)



(70歳以上の方)
負担割合の記載

▶ 国保高齢受給者証の廃止

マイナ保険証をお持ちでない70歳以上の方に交付していた「高齢受給者証」は、令和8年8月1日より「資格確認書」と一体化され、資格確認書に負担割合(2割または3割)が記載されます。医療機関を受診する際は、資格確認書1枚だけの提示ですむようになります。



▶ 国保をやめる手続き

職場の健康保険などに加入したときは、届出が必要です。(マイナ保険証をお持ちの場合でも必要)届出が遅れると、保険税が二重払いになったり、医療費の返還をお願いする場合があります。新しく加入した社会保険等の資格確認書等と国民健康保険資格確認書等をお持ちのうえ、住民課窓口でお手続きください。



広告欄

広告欄